

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、いずれの譲渡方法であっても、追加で下記の書類が必要です。

①被相続人が要介護・要支援認定等を受けていたことを明らかにする書類

➡亡くなられた方が、要介護認定・要支援認定を受けていたことを証する書類として、介護保険の被保険者証又は障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者証のコピー等をご提出をお願いします。また、要介護認定等の決定通知書や市町村の発行する要介護認定等を受けていたことを証する書類等で、代用することができます。

②老人ホーム等への入所時における契約書の写しなど、施設の名称・所在地・種類（老人福祉法、介護保険法等による区分）を明らかにする書類

➡施設への入所時における、契約書等のコピーをご提出ください。

③老人ホーム等に入所していたが、住民票を移していなかった場合は、被相続人が亡くなったことによる施設退去日が分かる書類

➡亡くなった月まで施設の利用料を支払っていたことが分かる通帳の写しや領収証のコピーなど、相続の発生直前まで施設に入所していたことが分かる書類を、ご提出をお願いします。

④被相続人の老人ホーム等入所後から相続開始の直前まで、被相続人が申請被相続人居住用家屋を一定使用し、かつ、事業の用、貸付けの用または被相続人以外の居住の用に供されていないことを証する書類として以下の（１）～（３）いずれか

➡ここでは老人ホーム等に入所してから亡くなるまでの間、当該家屋を一定使用していたことを確認するため、（１）～（３）のいずれかの書類をご提出ください。

（１）施設入所後から亡くなるまでの一時点において、電気、水道またはガス等のライフラインが使用されていたことを確認いたします。ライフラインの契約名義（支払人）及び使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類をご提出をお願いします。契約会社や支払先に該当する書類があるかお問合せ下さい。なお、亡くなる前に使用を中止している場合は、書類として認められないため、ご了承ください。

（２）老人ホーム等に入所後に、自宅への一時帰宅をしたことが確認できる、老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録をご提出をお願いします。

（３）上記以外の、その他要件を満たしていることを容易に認めることができるような書類として、家屋を宛先住所とする被相続人（亡くなった方）宛の郵便物等をご提出をお願いします。